



いの
たひ
まぢか
りぐ

号外

vol. 34

Neko-Dasuke <http://www.nekodasuke.net>

NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440

改正動物愛護法は9月から施行されます。

動物の愛護及び管理に関する法律は、5年毎に見直されています。罰則のポスター・チラシをホームページからダウンロードできるようにしていますが、3回めの修正をむかえました。

遺棄犯罪の罰金は当初の30万円から、5年めに50万円になり、今年は100万円になりました。

動物愛護法に名称が改正されるまでの動物保護法の時代には、遺棄虐待として扱われていた犯罪も、遺棄と衰弱などの虐待と、殺傷とに分けられました。

野良猫は「キブツゾンカイ」罪にならないのでは?などともといわれ続けていましたが、飼い主などいるかいないかに関係なく、愛護動物を傷つける、又は殺すことは殺傷犯罪で、懲役2年罰金200万円です。

飼い主や取り扱い者などが、衰弱させるなどやそのほかの虐待行為については、罰金100万円です。

犬や猫などの愛護動物を、生き続けられるところに捨て放しても、遺棄犯罪にはならないのでは?といわれることもありましたが、保護下の動物をどこかに放置したときに遺棄犯罪になります。

日本は性善説の国ですから、悪人を懲らしめるた

めではありませんが、動物を捨て去る、虐める、傷つける、殺す、などが罰則のある違法行為であることは、未だそれほど多くの人達に知れ渡っていないように思われます。

捨てるな、殺すな、増やすな、逃がすな、苦しめるな、生まれたら一生涯のお世話を!

下の見本のような、カラープリント用ファイルがホームページからダウンロードできます。

役所や警察などの名入れでお使いになる際には、ねこだすけまでご一報をいただければ、できる限り協力させていただいております。もちろん著作料などの費用はかかりません。

捨て猫違反が多かった所に、大きく伸ばしてラミネート加工し、何枚も並べて掲示したお役所がありました。TNR、トラップ・ニューター・リターン、捕獲(保護)・不妊去勢(繁殖制限)手術・返還(元に戻す)や、地域猫対策を同時に実行し、効果が根付いたことを知らされました。

ポスターチラシのダウンロードは・・・

グーグル検索キーワード「ねこだすけ ファクトシート もくじ」が次のURL
http://nekodasuke.main.jp/fact_pfindex.html

動物愛護法



いき
遺棄犯罪・捨て猫違反は
罰金100万円 110番!!

地域の行政は、愛護動物の一時滞留による撲滅を撲滅調査をすすめています。
犯罪通報 犯罪の所管は警察署

動物愛護法



殺傷犯罪 懲役2年、罰金200万円。
飼い主などのいるいないに関係なく、愛護動物に対する犯罪。
衰弱虐待犯罪 罰金100万円。
飼い主や取り扱い者などの犯罪。
小動物の殺傷や虐待は重大犯罪のきさです。
110番!! 犯罪の所管は警察署

左の見本各々の最下段、犯罪通報110番の黒枠部分を、行政機関名などに変えて使われていることもあります。

例えば○○市役所単独の場合。○○市保健所・○○公園事務所・○○警察署、などとの連名の場合。あるいは、○○管理所など、愛護動物の所管ではない場合もあります。

ご一報いただけますと対応できますので、ご連絡ください。

また、地域猫対策などのボランティアさんにプリントをそのままお使いいただいていることが多いです。



愛護動物遺棄の現場では、捨てられた小さな命の擁護はもちろんですが、犯罪であり事件であることの、警察への通報をおすすめしています。

見本の左は犬や猫などの愛護動物遺棄犯罪を想定し、右は猫の場合です。

近年は、捨て猫違反を犯罪として認識する警察も増えてきていますが、捜査となると人命に関わる重大事件が優先してしまいます。

捨て猫違反の根拠や裏づけの証拠があると、警察も犯罪として取り上げやすくなります。

殺傷、衰弱虐待、遺棄、適正飼養、終生飼養、繁殖制限。



動物の命を思う私達にとって、殺傷をしないことなどはあまりにも当たり前なのですが、「殺す（致死処分・殺処分・安楽死）ことも社会を保つ措置の一つ」などと言い放つ役人や市民のいることもあります。

「適正な終生飼養と、飼い続けられないときの繁殖制限。」を、事業者を含むすべての国民に徹底するとき、職業を失う人々がたくさんいます。

例えば算盤が電卓に変わり、和文タイプがワープロからパソコンに進化したとき、多くの人々が職を失いましたが、大きな社会問題にはなりません。

小さな声を大きく強く！の意志を続けて、殺さない、虐めない、捨てない、習性・生理・生態・感染症の知識を持ち、一生涯の飼い主になる、飼えない時は産ませない。このようなことがらを訴え続けたいと考えています。

極端なことを直接的にはなかなかいいにくい役所の中には、左の見本の中からいくつかのパターンを選び、普及啓発のパンフレットなどに転載しているところもあります。

その際にも、著作は作者からねこだすけに寄贈していただいており、費用はかかりません。どうぞご一報ください。

今回の改正法では、人と動物との共生や、動物の健康についてなど、今迄になかったことがらも決められています。

特定非営利活動法人ねこだすけ、事業報告書等の概略を記します。

(特定非営利活動促進法及び条例等の規定に基づく、平成23年10月から平成24年9月までの事業報告書等)

●特定非営利活動に係わる事業の成果

人と、命ある愛護動物との共生に配慮されるまちづくりを目的にした、地域猫対策事業を実施し、地域社会への浸透をはかった。
飼い主のいない猫との共生支援事業を、行政と協働で実施したことにより、生物多用性と環境保全等に係わる、人と動物や猫との適切な関係づくりの普及啓発がすすんだ。

地域猫対策事業の普及啓発イベントの講師やコンサルタントを受け持ち、行政施策と位置付けられる、同対策事業を共に行った。

●当期収益事業はありません。

会計財産目録・会計貸借対照表（抜粋）—(円)—		
資産の部合計	215,722.	
負債の部合計	0.	
正味財産の部合計	215,722.	
負債及び正味財産合計		

会計収支計算書（抜粋）(円)

収入の部合計	2,255,920.	支出の部科目	(円)
支出の部合計	2,149,517.	事業費	1,068,731.
前期繰越収支差額	△876,169.	印刷等広報製作費含む	
次期繰越収支差額	△769,766.	管理費	1,080,786.
		厚生福利費 旅費交通費 消耗品費 通信費 会議交際費 支払手数料 運搬費 雑費 等	
収入の部科目		※当期報酬を受けた役員、社員、ボランティア他の従事者はいません。	
会費収入	1,950,000.		
寄付金等収入	305,920.		
※当期事業収入、補助金等収入はありません。			